

Title	<論文>会計士のステータスと資格附与団体と：会計プロフェッショナルの発展
Sub Title	Elevation of Status and Accountancy Bodies
Author	友岡, 賢(Tomooka, Susumu)
Publisher	
Publication year	2003
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.46, No.5 (2003. 12) ,p.1-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20031200-00498910

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会計士のステイタスと資格附与団体と ——会計プロフェッショナルの発展——*

友 岡 賛

<要 約>

社会学者 G. Millerson によれば、会計士団体が並べてこれに該る資格附与団体は試験制度（をもってする適格者の選抜）および職業倫理規準（をもってメンバーを律すること）をもってその特徴とし、また、これらはステイタス向上の要件として位置づけられる。ただし、試験制度はこれを比較的早期に導入した資格附与団体も少なくなかった一方、職業倫理規準（成文規則の形をもつての明示的な規準）は資格附与団体の大多数がこれをもつことに二の足を踏んでいた。この手の規準を設けることは却って人々をして疑心を抱かせる虞があったからであった。しかしながら、《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》は例外であった。蓋し、この団体は強烈な似而非会計士にたいする公衆の慣りをもって焦眉の急としていたからであった。

<キーワード>

似而非会計士、会計士団体、後発の会計士団体、資格附与団体、試験制度、職業倫理規準、ステイタス、勅許状、プロフェッショナル団体、法曹、有資格会計士

I

会計士史の時代区分は通例、スコットランドについては1853年、また、イングランドについては1870年にいたるまでをもって、前プロフェッショナリゼイション期、としているが、蓋し、これは次のような理解に依拠している。

A. M. Carr-Saunders および P. A. Wilson のものした「専門職研究の古典」¹⁾によれば、「たとい

* 友岡 [2000]、友岡 [2001, a]、友岡 [2001, b]、友岡 [2001, c]、友岡 [2001, d]、友岡 [2001, e]、友岡 [2002, a]、友岡 [2002, b]、友岡 [2002, c]、友岡 [2002, d]、友岡 [2002, e]、友岡 [2003, a]、友岡 [2003, b]、友岡 [2003, c]、および友岡 [2003, d] を承ける（したがって、以上の諸稿に述べたことについてはときに「既述」等の言い様が用いられる）。

1) 竹内 [1971] p.50.

或る一定の伎倆が存在し、人々がそれをもつてする仕事に携わっているとしても、プロフェッショナルの存在はこれを必ずしも認めることはできない。……たとい職能を同じくする人々が存在するとしても、その銘々が孤立している限り、プロフェッショナルが形成されることはない。その仕事に携わる人々の間に結束が存在する場合においてのみ、プロフェッショナルの存在はこれを認めることができ²⁾、また、ここにいう結束の形体は正式の団体というそれのほかにない」。

1853年が《エディンバラ会計士協会》および《グラスゴウ会計士・保険数理士協会》の設立年、また、1870年が《リヴァプール会計士法人協会》および《ロンドン会計士協会》の設立年であることは言を俟たず、つまりところ、プロフェッショナルは団体の結成をもってその成立要件とする、ということである。

II

如上の団体は一般に「プロフェッショナル団体」と称されるが、ただしこれは、プロフェッショナル団体という概念はかなり広い外延をもち、例えばG. Millersonによる「この分野における劃期的な研究」³⁾は栄誉的団体（ロイヤル・ソサエティ、ロイヤル・アカデミイ、およびブリティッシュ・アカデミイなど）、学術団体（所謂学会の類い）、資格附与団体、および職業団体、以上4タイプの団体をもってプロフェッショナル団体と看做している。蓋し、資格附与団体および職業団体をもって狭義、また、資格附与団体をもって最狭義のプロフェッショナル団体と看做すことができ、会計士団体は並べて資格附与団体に該る。

Millersonはプロフェッショナル団体の目的ないし機能（ただし、種々のプロフェッショナル団体のいずれかに認められる目的ないし機能（すなわち、これを有することがプロフェッショナル団体の内包というわけではない））をあらまし次のように整理、列挙している。⁵⁾

一次的（直接的）な目的（機能）

- ・ 組織化——特定の職域に存する人々を組織化すること。最も基本的な目的（他の諸目的が果たされる程度は組織化の程度に依存する）。
- ・ 資格附与——すべてのプロフェッショナル団体がこの目的を有するわけではなく、また、資格附与（適格者選抜）のためにする試験制度の導入はときに困難を伴うが、ステータスの向上には能力にかんする試験（および職業倫理規準）が必須。
- ・ 研究の促進および知見の伝達

2) Carr-Saunders and Wilson [1933] p.298.

3) Willmott [1986] p.559.

4) Millerson [1964] p.33.

5) Millerson [1964] pp.28-32.

- ・ 有能なプロフェッショナルの登録
- ・ 高度な職業倫理規準の設定および維持

二次的（間接的）な目的（機能）

- ・ ステイタスの向上——これをもってプロフェッショナル団体の主目的と看做すのは謬り。ステイタスの向上は一次的な目的（試験制度の導入および職業倫理規準の設定）が果たされた結果にしか過ぎない。ステイタスの高低は究極的には個人によって提供されるサービスの質がこれを決めるが、或る程度は団体の規格にも依存する。プロフェッショナル団体は他のプロフェッショナル団体との比較において自身のステイタスを判断する傾向が強く、これがステイタスを繞る問題をもって複雑化する。他の団体とステイタスを競うべく種々の手立てが講じられ、多大な労力が費やされる。
- ・ 参入規制——法的な規制をもってしない限り、完全な参入制限は不可能。例えば会計プロフェッショナルの場合、監査業務については法がその従事者を特定の会計士団体のメンバーに限っているが、⁶⁾ その他の業務については特定の会計士団体には（あるいはいずれの会計士団体にも）属することなく、これに従事する者も多い。
- ・ 当該プロフェッショナルおよび公衆の保護
- ・ 圧力団体としての活動
- ・ 交際および協力の緊密化
- ・ 福利厚生

会計士団体が並べてこれに該る資格附与団体は無論、（その名の通り）資格附与という機能によって特徴づけられる。

すなわち、Millersonによれば、栄誉団体および学術団体はこれが殆ど専ら当該分野における知識の向上をもって意図しているのにたいし、資格附与団体の場合には当該分野における従業者の銓衡という目的が附加され、この附加的な目的こそが職業倫理にかかる機能、延いてステイタスの向上という機能を派生せしめる。他方また、特定の職業にかかる団体は無論、そのすべてをもって、職業団体、とすることもできようが、Millersonのいう職業団体は従業者の銓衡を意図しない団体に局限され、これと資格附与団体とは截然と分けられる。ちなみに、この職業団体は圧力団体としての機能をもつ団体とこれをもたない団体とに細別される。⁷⁾

III

したがってまた、Millersonは、資格附与団体は並べてステイタスの向上を意図して設立される。

6) 友岡 [2001, b] p.9 をみよ。

7) Millerson [1964] pp.33-34, 36, 37-38, 39.

とはみない。

すなわち、資格附与団体の設立はこれがステイタスの向上をもたらす「最も確実な途」であることは言を俟たず（ただし、圧力団体として機能する職業団体はこれもステイタスの決定要素の幾つか（報酬額など）にかなりの（しかも直接的な）影響を及ぼしうる）、また、「資格附与団体は並べて職業的なプレステイジを高めることをもってその長期的な意図としているが……多くの場合、⁸⁾ステイタスの追求は設立の直接の意図ではない。⁹⁾¹⁰⁾

事実、例えば会計士団体の草分け《エディンバラ会計士協会》は既述のように破産法の改変を有利に導くことをもってその設立の直接の意図としていたし、また、Millersonによれば、1870年代のイングランドはリヴァプール、ロンドン、マンチェスター、およびシェフィールドにおける会計士団体の設立は「無能かつ無節操にして知識も経験もないにもかかわらず、憚ることなく会計士業に従事している大勢の強慾者にたいする公衆の憤り……と闘うこと」をもってその直接の意図としていた（ちなみに、こうした似而非会計士の増加は会社法制度の改変（会社設立の容易化）によって会社の設立および破綻が増加をみ、これが会計士の仕事を増やしたことによっていた）。¹¹⁾¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾¹⁵⁾

Millersonは、資格附与団体設立の直接の意図はかなり多様にして、これを一般化することは妥当でない、とみる。¹⁶⁾

IV

しかしながら、ここに挙げた諸団体（《エディンバラ会計士協会》、《リヴァプール会計士法人協会》、《ロンドン会計士協会》、《会計士マンチェスター協会》、および《会計士シェフィールド協会》）についてはそのいずれもが各地域における先発の会計士団体であったこと（したがってまた、これらが地域的な棲み分けの関係にあったこと（競合関係にはなかったこと））に留意を要し、この点を考慮する本稿は、後発の会計士団体は並べてステイタスの追求をもってその設立の直接の意図としていた、とみる。これは以下のように敷衍される。

資格附与団体の出現はこれすなわち有資格会計士の出現を意味し、したがってまた、当該団体か

8) Millerson [1964] p.47.

9) Millerson [1964] p.47. (圈点は友岡) .

10) なお、Kedslie [1990] は「Millersonはステイタスの追求をもってプロフェッショナル団体設立の直接の意図とみている」(p.264) としているが、これは謬り。

11) 友岡 [2001, c] p.83.

12) 詳細は友岡 [1995] pp.192-194.

13) Millerson [1964] p.51.

14) 友岡 [1995] pp.17 ff. をみよ。

15) Millerson [1964] pp.51-52.

16) Millerson [1964] p.52.

ら締め出された会計士たちをもって「無資格会計士」と称される情況に置く（蓋し、「無資格会計士」という呼称は有資格会計士が存しない限り、これが用いられることはない¹⁷⁾）。爰に斎しく会計士の仕事を手掛ける人々のなかにステイタスの序列が生じ、その下位に置かれた会計士たちは軽て¹⁸⁾まずは有資格会計士のステイタスを手に入れるべく新団体の結成へと動く。ただし、新団体の出現はこれすなわち新たな序列（有資格会計士たちのなかにおけるステイタスの序列）の出現をもって意味し、したがって、新団体の結成を果たした人々（新参の有資格会計士たち）はついでよりステイタスの高い有資格会計士（先発団体のメンバー）との無差別化をもって目指す。¹⁹⁾

尤も後発の会計士団体のなかには特殊な分野の仕事を専門に手掛ける会計士たちが「仕事上、頻々と起こる（彼らの仕事に固有の）諸問題について協議」すべく設立したものもみられ、すなわち、例えば《地方自治体収入役会計士協会》および《原価会計士工場会計士協会》などといった一部の後発団体についてはその設立事由を仕事の特殊性に求めることもできようが、他方また、この種の団体とて（仕事の特殊性をもって）既存の団体から締め出された会計士たちが締め出されたがゆえにこそ結成した団体であった。

事実、《地方自治体収入役会計士協会》の設立総会（1885年12月8日、マンチェスターにて開催）²⁰⁾にあって議長を務めたB. Jonesによれば、「地方自治体の会計士たちにとって不当なことには、彼らは公共会計士業に従事していない限り、勅許会計士の団体のメンバーとして不適格とされていました」ため、「ステイタスの維持および向上」には新団体の結成が必要であった（なお、Millersonもこの団体についてはステイタスの追求をもってその設立の直接の意図とみている）。また、1919年²¹⁾に保証有限責任会社の形態をもって設立をみた《原価会計士工場会計士協会》（ただし、当初の名称は《原価会計士協会》）は「試験制度および能力にかんする証明書の発行によって彼ら（原価会計士ら）に確乎としたプロフェッショナル・ステイタスを与える」ことをもってその主目的の筆頭としていたが、1923年、この団体による勅許の申請を受けて《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》の評議員会から提出された異議申し立て書いわく。「彼らは……プロフェッショナル業務に従事しているのではありません」。この申請は結局、不首尾に終わっている（なお、

17) 逆もまたしかり（友岡 [2002, c] pp.1-2）。

18) 友岡 [2002, c] pp.2-3 をみよ。

19) 友岡 [2001, a] p.3.

友岡 [2002, c] p.8.

20) Poynton [1960] p.5 (() 書きおよび圈点は友岡)。

21) 1887年に同協会の第2代会長に就任。

22) Poynton [1960] p.8.

23) Poynton [1960] p.8.

24) Poynton [1960] pp.7-8.

25) Millerson [1964] pp.54-56.

26) 友岡 [1995] p.26 をみよ。

27) *Accountant*, Vol.60, No.2319, 17 May 1919, p.425.

28) *Accountant*, Vol.68, No.2526, 5 May 1923, p.683.

この団体（ただし、1972年に《原価会計士管理会計士協会》へと改称）が漸う勅許状を手にしたのは1975年のことであった）。

V

叙上のように Millerson は試験制度および職業倫理規準をもってステイタス向上の要件とみているが、試験制度はこれを比較的早期に導入した資格附与団体も少なくなかった（19世紀にイングランドないしウェールズにて設立された資格附与団体のうち、少なくとも10団体は設立後10年以内にこれを導入している²⁹⁾）一方、職業倫理規準（成文規則の形をもつての明示的な規準）は資格附与団体の大多数がこれをもつことに二の足を踏んでいた。³⁰⁾ メンバーの銓衡さえ慎重におこなわれていれば問題はない、といった理解にくわえ、この手の規準を設けることは却って人々をして当該プロフェッショナルの廉潔さに疑心を抱かせる虞があったからであった。³¹⁾

しかしながら、《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》は例外であった。既述のように《会計士協会》（1872年に《ロンドン会計士協会》から改称）を首めとする5団体によって結成された同協会「のみは最初から成文規則を設けていた」。³²⁾ その設立にかんする勅許状に示された以下の定めはこれ正に職業倫理規準であった。³³⁾

第19条（骨子）³⁷⁾

以下に示される規則はこれをもって当協会の基本規則とする。³⁸⁾

1. 当協会のメンバーは彼のパートナーおよび当協会のメンバー以外の者が彼の名をもって公共会計士の仕事に携わることを認めてはならない。
2. 当協会のメンバーは彼のプロフェッショナル業務についてその利益の分け前を事務弁護士に与えてはならず、また、事務弁護士のプロフェッショナル業務についてその利益の分け前に与ってはならない。
3. 当協会のメンバーは彼ないし彼のパートナーらの管理下にある財産の処分等にかんして

29) Millerson [1964] pp.121, 126.

30) Millerson [1964] pp.125, 159.

31) Millerson [1964] p.160.

32) Millerson [1964] p.163.

33) 友岡 [2001, a] p.7.

34) Millerson [1964] p.163 (脚注は友岡)。

35) Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1883] pp.3-26.

36) 同協会の会史 (Howitt [1966]) もこれを倫理規準とみている (p.183)。

37) Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1883] pp.18-19.

38) 個々の規則の意図するところ（および問題点）については以下。

Anon. [1927].

House [1956].

競売人、仲買い人、ないしそ他の代理人から口銭の一部を受け取ってはならない。

4. 勅許日（1880年5月11日）現在、公共会計士業に従事していない当協会のメンバーは公共会計士の仕事およびこれに附隨する仕事ないしこれと矛盾しない仕事と評議員会が判断したもの以外の仕事に携わってはならない。

³⁹⁾ 第20条（骨子）。

以下の場合、該者は評議員会の決議の下、除名ないし2年以下の資格停止に処されるものとする。

1. 当協会のメンバーが当協会の基本原則に違背した場合
2. 当協会のメンバーが有罪判決を受けた場合
3. 当協会のメンバーが公共会計士として不面目な過ちを犯したと評議員会によって判断された場合
4. 当協会のメンバーが破産宣告を受けた場合ないし当協会のメンバーの財産が清算の対象となった場合
5. 勅許日現在、公共会計士業に従事している当協会のメンバーが公共会計士の仕事に附隨しない仕事ないしこの仕事と矛盾する仕事と評議員会が判断したものに携わった場合
6. 当協会のメンバーが当協会の会費を6箇月以上、滞納した場合

なおまた、同協会の最初の定款（第105条）によれば、評議員会は勅許状の第19条および第20条を継る諸問題にかんする調査委員会をもって常置しなければならなかった。

尤も《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》には倣うべき先駆があった。この団体はスコットランドの勅許会計士団体をもって範としていた。例えは《グラスゴウ会計士保険数理士協会》にあって1877年に設けられた定款には以下の定めをみることができた。

⁴⁰⁾ 第11章 資格の喪失（骨子）。

- ・ すべてのメンバーは製造業、商業、ないし下級弁護士業に従事していることのみをもってメンバーの資格を失うものとする（第31条）。
- ・ すべてのメンバーは年会費を2年続けて納めなかつたことのみをもってメンバーの資格を失うものとする（第32条）。
- ・ すべてのメンバーは破産ないし支払い不能に陥ったことのみをもってメンバーの資格を失うものとする（第33条）。
- ・ すべてのメンバーは評議員の3分の2以上が彼を当協会のメンバーとして不適格と判断し、

39) Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1883] pp.19-21.

40) Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1883] p.60.

41) Stacey [1954] p.24.

42) Institute of Accountants and Actuaries in Glasgow [1877] p.15.

これを総会が確認したことのみをもってメンバーの資格を失うものとする（第34条）。

- ・ ただし、以上の規定の被適用者は評議員の3分の2以上および総会出席者の3分の2以上の承認の下、メンバーの資格を恢復することができる（第35条）。

ただし、スコットランドの勅許会計士団体の場合はこの手の規準をもって当初から有していたわけではなかった。如上の《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》の勅許状の定めは《エдинバラ会計士協会》⁴³⁾にたいする1854年の勅許状および《グラスゴウ会計士保険数理士協会》⁴⁴⁾にたいする1855年の勅許状のいずれにもこれに類するものを見ることはできず、また、《エディンバラ会計士協会》⁴⁵⁾にあって1855年に設けられた定款も（年会費の滞納による資格喪失の定め（第43条）があったことを除き）同断であった。

VI

蓋し、こうした異同はステータスの高低によっていた。

スコットランドの会計士たちは夙にかなりのステータスをもって有していた。その事訳は法曹との関係にあった。⁴⁶⁾既述のようにこの国の裁判所は多くの仕事をもって会計士の手に委ね、したがつて、これまた既述のようにスコットランドにあって会計士は司法プロフェッショナルの一員と看做されていた。すなわち、この国の会計士たちは「エディンバラ社会の眞の指導者は……プロフェッショナルの人々であったし、また、就中、法曹は數、富、およびプレスティージのいずれについても頭抜けていた」とされる法曹のステータスをもって享受していた。⁴⁷⁾したがって、忖度してみれば、彼らは叙上のような虞（却って人々をして疑心を抱かせるという虞）を抱き、職業倫理規準を設けることに二の足を踏んでいた。

翻って「イングランドの制度（司法制度）は近年にいたるまで、会計士として充分な訓練を受けた人々を舞台の前面に立たせることをもって怠っていました」。⁴⁸⁾イングランドの会計士たちは法曹のプレスティージの恩澤に浴することなく、動ともすると「単なる簿記係と看做されて」いた。⁴⁹⁾蓋し、こうした彼らには叙上のような虞を抱く余裕など凡そなかった。

しかも、《イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会》を結成した5団体（《リヴァ

43) Walker [1988] pp.307-311.

44) Institute of Accountants and Actuaries in Glasgow [1877] pp.3-7.

45) Walker [1988] pp.312-317.

46) 友岡 [2001, c] p.78.

47) 友岡 [2002, d] p.3.

48) Smout [1969] p.373.

49) 友岡 [1995] p.188.

50) McClelland [1869] p.14（（ ）書きは友岡）。

51) McClelland [1869] p.14.

プール会計士法人協会》、《会計士協会》、《会計士マンチェスター協会》、《イングランド会計士協会》、および《会計士シェフィールド協会》)は(《会計士協会》と伍することに力を入れていた⁵²⁾《イングランド会計士協会》はいざ知らず)その大方が叙上のように似而非会計士にたいする公衆の憤りをもって焦眉の急としていた。すなわち、如上の定めは会計プロフェッショナリズムをもって「如何わしい」輩とみる輿論の払拭をその目的とし、他方また、これも当初から設けられていた試験制度(設立にかんする勅許状はこれについても定め(第13条)⁵⁴⁾、また、既述のように最初の試験は1882年に実施されている⁵⁶⁾)はこのプロフェッショナリズムを「無能な」輩とみる輿論の払拭をもってその目的としていた。

文 献

Accountant, The.

Anon. [1927]. *The Etiquette of the Accountancy Profession.*

Carr-Saunders, A. M. and Wilson, P. A. [1933]. *The Professions.*

House, D. V. [1956], Professional Ethics, *The Accountant*, Vol.135, Nos.4269-4272.

Howitt, H. [1966], *The History of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales 1880-1965 and of Its Founder Accountancy Bodies 1870-1880: The Growth of a Profession and Its Influence on Legislation and Public Affairs.*

Institute of Accountants and Actuaries in Glasgow. The [1877], *Bye-Laws, Rules, and Regulations.*

Institute of Chartered Accountants in England and Wales, The [1883]. *Charter of Incorporation and Bye-Laws.*

Kedslie, M. J. M. [1990], *Firm Foundations: The Development of Professional Accounting in Scotland.*

McClelland, J. [1869]. *The Origin and Present Organization of the Profession of Chartered Accountants in Scotland.*

Millerson, G. [1964], *The Qualifying Associations: A Study in Professionalization.*

Poynton, T. L. [1960]. *The Institute of Municipal Treasurers and Accountants: A Short History 1885-1960.*

Smout, T. C. [1969], *A History of the Scottish People 1560-1830.*

Stacey, N. A. H. [1954], *English Accountancy 1800-1954: A Study in Social and Economic History.*

竹内洋 [1971], 「専門職の社会学——専門職の概念——」『ソシオロジ』第16巻第3号。

友岡賛 [1995], 『近代会計制度の成立』。

友岡賛 [2000], 「公共会計士の経営コンサルティング業務——会計プロフェッショナリズムの発展——」『三田商学研究』第43巻第5号。

友岡賛 [2001, a], 「会計士団体の滥立——会計プロフェッショナリズムの発展——」『三田商学研究』第44巻第1

52) 友岡 [2001, a] pp.6-7.

53) Millerson [1964] p.163.

54) Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1883] p.15.

55) 友岡 [2001, a] p.7.

56) 試験制度の詳細は友岡 [2002, d] pp.6-8.

57) Millerson [1964] p.163.

号。

友岡賛 [2001, b], 「会計士登録制度を繞る論議——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第44巻第2号。

友岡賛 [2001, c], 「公共会計士の破産関係業務——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第44巻第3号。

友岡賛 [2001, d], 「巨大会計士事務所の生成——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第44巻第4号。

友岡賛 [2001, e], 「公共会計士の税務業務——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第44巻第5号。

友岡賛 [2002, a], 「公共会計士の監査業務——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第44巻第6号。

友岡賛 [2002, b], 「会計士と会計規制と——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第45巻第1号。

友岡賛 [2002, c], 「有資格会計士の資格要件——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第45巻第2号。

友岡賛 [2002, d], 「勅許会計士志望者の年季奉公——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第45巻第3号。

友岡賛 [2002, e], 「監査業務の擡頭——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第45巻第4号。

友岡賛 [2003, a], 「公共会計士の収入——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第45巻第6号。

友岡賛 [2003, b], 「税務業務の擡頭——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第46巻第1号。

友岡賛 [2003, c], 「国際会計士事務所の来歴——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第46巻第2号。

友岡賛 [2003, d], 「公共会計士の特別の仕事——会計プロフェッショナの発展——」『三田商学研究』第46巻第4号。

Walker, S. P. [1988], *The Society of Accountants in Edinburgh 1854-1914: A Study of Recruitment to a New Profession.*

Willmott, H. [1986], Organising the Profession: A Theoretical and Historical Examination of the Development of the Major Accountancy Bodies in the U. K.. *Accounting, Organizations and Society*, Vol.11, No.6.

2003年3月1日成稿